

平成 23 年度 継続事務事業評価シート 事業類型 I ソフト事業 2次評価対象

コード	名 称	区分 コード	名 称
事業名	466 在宅要介護者歯科保健推進事業	会計 01	一般会計
		款 04	衛生費
基本 施策	06 高齢者の健やかな生活を支える	項 01	保健衛生費
		目 01	保健衛生経務費
行大綱の重点事項番号		細目 243	在宅要介護者歯科保健推進事業
		細々目 51	在宅要介護者歯科保健推進事業
担当部署	コード 130900 担当者 太田 友美 連絡先 22 - 9653 名 称 健康福祉部 健康推進課 氏名 (内線) 2713		

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	自宅で寝たきり若しくは、それに近い状態にある在宅要介護者歯科健診を受けることが困難な市民	*対象件数
成果(どうする)	対象者の口腔衛生の向上が図れる。また口腔衛生を管理することで、要介護者の日常における生活状況を掌握することができる。	
根拠法令・要綱等	伊賀市在宅要介護者歯科訪問健診事業実施要綱	
開始年度 年度	平成 年度	関連事業
終了年度 年度	平成 年度	
H22 事業内容	訪問歯科健診を伊賀歯科医師会に委託し、実施した。	
※8020 人生80年代にあって、20本の歯があれば食生活にはほぼ満足できるといわれることから、生涯自分の歯で食べる楽しみを味わえるようにとのことで生まれた運動です。		
社会情勢 の変化等	受診者数は、ごく僅かであるが、住所地でみると旧町村にも広がりがある。 また、口腔衛生と権利擁護業務(高齢者あんしん・みまもりネットワーク)の推進となる。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)		運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 建設用地		1 運営主体	
2 建設面積(延床面積)		委託先	
3 規模・構造		2 配置人員	人
4 総事業費	千円	3 年間運営費	千円
		4 市内の類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
受診者数	人		目標 8	目標 8	8	8
			実績 5	実績 11		

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H21	H22	H23	H24
再受診者	再受診者が減少することは、口腔保健指導の向上につながる。	人		目標 1	目標 1	1	1
				実績 0	実績 0		

投入コスト		H21 決算		H22 決算		H23 当初予算		H24 当初要求	
		(千円)		(千円)		(千円)		(千円)	
直接事業費計(A)		283		368		299		299	
A の 財 貨 内 容	国庫支出金								
	県 支 出 金								
	地 方 債								
	そ の 他	0		0		0		0	
	一 般 財 源	283		368		299		299	
事業投入手件費(B)	0.1 人	720	0.1 人	720	0.1 人	720	0.1 人	720	
フルコスト(A)+(B)		1,003		1,068		1,019		1,019	

事務事業の評価(Check)	
判断の基準(該当項目に○をつけてください)	
<p>法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的因素を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第3者にも利益が及ぶ事業</p> <p>事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の収穫ができるない事業 事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業</p> <p>【Oをついた場合、ニーズの具体的な内容、根拠となるデータ等判断理由】</p> <p>高齢化社会の中で、医療と福祉が連携して市民一人ひとりに応じた総合サービスが可能となる。</p> <p>財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業</p> <p>【Oをついた場合、影響の内容及び判断理由】</p>	
備考欄(特記事項)	
<p>在宅要介護者等で、歯科医療機関に通院が困難な市民に対して口腔衛生の改善を図ることを目的としている。現在は治療行為を行っていないが、歯科医師会と連携し治療行為まで範囲を広げるほか、対象者の見直しを行なう等事業の充実を図る必要がある。また健康増進法により、歯科外来健診が不可能な人にとっては口腔衛生上必要な三重県の「ヘルシーブールミス・21」においても、歯や口の健康は介護予防につながる旨の8020を展開中</p>	
<p>有効性 基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高 さ サービス水準や対象を見直す余地がある。</p> <p>無 予算の繰越がある場合、繰越の種別】 実施している。 当該事業の広報啓発を行う必要がある。</p>	
<p>他の事業主体の活用、事務移管が可能である。 基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 要介護者である独居老人などのデイサービス事業者(ヘルパー)と連携し、当該サービス利用者の拡大を目指す。</p>	
<p>効率性 受益者負担を求めることができる事業である。 全体会員に対する負担構成は適正である。 コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。</p>	
昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況	
改善策	本年度内に「社協だより」での事業周知と、本年開催予定の歯科保健大会で、制度概要のチラシ配布を行う。
昨年度の取組状況	<p>【状況】 【詳細】 歯科医師会において救急救命研修を導入し、訪問時に家人に応急処置の指導も実施</p>
今後の方向性(Action)	
担当課長氏名	入本 理
<p>【方向性】 現状維持</p> <p>【理由】 通院困難な在宅療養されている方の在宅歯科診療は、医療保険・介護保険で対応でき、本事業を利用せずに、治療となるケースも考えらる。今後は事業を見直し、仕組みづくりを含めた事業の展開が必要と考えます。</p>	
現時点における課題、その他	利用者数が少なく、効果の検証ができない状況にある。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	実施要綱に対象者の年齢制限ではなく、若年の方や、重度心身障害の方でも訪問口腔歯科診査を受けられます。対象となる方への事業の周知に努めています。65歳以上の高齢の方については、医療保険による在宅歯科診療、介護居宅療養管理指導との役割分担の明確化に努めます。